



お知らせ版

3-1 No. 431

2015年(平成27年)

広報 はにゅう

■発行所 埼玉県羽生市役所 電話 (048) 561-1121(代表)

■編集 総務部秘書広報課

第5回「がんばれ商店街!! ムジナもんワイワイまつり in 羽生駅前銀座商店会 へお出かけください



▷日 時 3月22日(日)
午前10時～午後3時
▷場 所 羽生駅前銀座商店会(斎藤三光堂前～旧かねまん青果店前)
※当日は午前9時30分から午後3時30分まで車両通行止めとなります。
▷内 容 市内物産・グルメの販売、ガラポン、輪投げ、ミニSL、射的、金魚すくいなど
※ムジナもんたちも登場します！
▷その他の 車でお出かけの方は、市民プラザ、埼玉県信用金庫、東和銀行、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、JAほくさい羽生中央支店の駐車場をご利用ください。
▷主 催 地域商店街活性化協議会
▷問い合わせ 商工課 <☎ (560) 3111>
商工会 <☎ (561) 2134>

▷申込・問い合わせ 3月
27日(金)までに子育て支援課
(内線193)へ。
▷費用 無料
▷その他 託児サービスはありません。

▷申込・問い合わせ 3月
000円
50円、1100円
高校生以上: 800円
▷掛金
▷対象 中学生以下: 800円、14
高校生以上: 800円
▷補償対象 動中(国内)の事故など
などを行なう5名以上の団体
利用の場合は3月1日から
ポーツ安全協会では、平成27年
度スポーツ安全保険の加入受付
をします。(スポーツ安ねつとをご
参照)

▷申込・問い合わせ 3月
27日(金)までに子育て支援課
(内線193)へ。
▷費用 無料
▷その他 託児サービスはありません。

の「案内」

平成27年度スポーツ安全保険

3月2日から公益財團法人ス

ポーツ安全協会では、平成27年

度スポーツ安全保険の加入受付

をします。(スポーツ安ねつとをご

参照)

利用の場合は3月1日から

健康保険の切り替えに
ご注意ください

次のような場合には、国民健康保険（国保）への加入・脱退が必要となります。該当する方は14日以内に市役所への届け出をお願いします。

届け出が遅れると、国保税と社会保険料を二重に支払ったり、医療費の全額を負担することになりますので、ご注意ください。

○国保への加入
・職場の健康保険（社会保険）から脱退したとき

・職場の健康保険に加入している方が他市町村から転入したとき

・国保からの脱退
・職場の健康保険に加入したとき

・国保加入者の方に子どもが生れたとき

・職場の健康保険と国民健康保険の間で、自動的に切り替わることはありますので、必ず届け出を行ってください。

※職場の健康保険と国民健康保険の間で、自動的に切り替わることはありますので、必ず届け出を行ってください。

・国保加入者の方が死亡したとき
・他市町村へ転出するとき

・国保加入者の方が死亡したとき
・他市町村へ転出するとき

・国保加入者の方に子どもが生れたとき
・職場の健康保険に加入したとき

・国保からの脱退
・職場の健康保険に加入したとき

・国保加入者の方に子どもが生れたとき
・職場の健康保険に加入したとき

・国保からの脱退
・職場の健康保険に加入したとき

・国保加入者の方に子どもが生れたとき
・職場の健康保険に加入したとき

・国保からの脱退
・職場の健康保険に加入したとき

・国保からの脱退
・職場の健康保険に加入したとき

就業に結びつくような看護師等の資格を取得しようとする母子家庭の母、父子家庭の父に対して、訓練促進費等を支給しています。

資格取得のため2年以上養成機関等で修業する場合に、就業期間の2年分について、訓練促進費を支給します。また、養成課程を修了後、一時金を支給します。

▷対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士等

▷対象者（次のすべてを満たす方）

- ・市内に住所を有する方
- ・児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の方
- ・養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方
- ・仕事または育児と、修業の両立が困難な方
- ・訓練促進費の支給を受けたことのない方

▷支給額

高等技能訓練促進費	市民税非課税世帯	100,000円(月額)
	市民税課税世帯	70,500円(月額)
就業支援一時金	市民税非課税世帯	50,000円
	市民税課税世帯	25,000円

▷申請方法 どちらも事前の相談が必要です。詳細は子育て支援課にお問い合わせください。

▷問い合わせ 同課（内線193）

【シルバー人材センター】会員募集！

あなたの豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと楽しく働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

高等技能訓練促進費事業をご利用ください

就業に結びつくような看護師等の資格を取得しようとする母子家庭の母、父子家庭の父に対して、訓練促進費等を支給しています。

資格取得のため2年以上養成機関等で修業する場合に、就業期間の2年分について、訓練促進費を支給します。また、養成課程を修了後、一時金を支給します。

▷対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士等

▷対象者（次のすべてを満たす方）

- ・市内に住所を有する方
- ・児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の方
- ・養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方
- ・仕事または育児と、修業の両立が困難な方
- ・訓練促進費の支給を受けたことのない方

▷支給額

高等技能訓練促進費	市民税非課税世帯	100,000円(月額)
	市民税課税世帯	70,500円(月額)
就業支援一時金	市民税非課税世帯	50,000円
	市民税課税世帯	25,000円

▷申請方法 どちらも事前の相談が必要です。詳細は子育て支援課にお問い合わせください。

▷問い合わせ 同課（内線193）

【シルバー人材センター】会員募集！

あなたの豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

高等技能訓練促進費事業をご利用ください

就業に結びつくような看護師等の資格を取得しようとする母子家庭の母、父子家庭の父に対して、訓練促進費等を支給しています。

資格取得のため2年以上養成機関等で修業する場合に、就業期間の2年分について、訓練促進費を支給します。また、養成課程を修了後、一時金を支給します。

▷対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士等

▷対象者（次のすべてを満たす方）

- ・市内に住所を有する方
- ・児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の方
- ・養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方
- ・仕事または育児と、修業の両立が困難な方
- ・訓練促進費の支給を受けたことのない方

▷支給額

高等技能訓練促進費	市民税非課税世帯	100,000円(月額)
	市民税課税世帯	70,500円(月額)
就業支援一時金	市民税非課税世帯	50,000円
	市民税課税世帯	25,000円

▷申請方法 どちらも事前の相談が必要です。詳細は子育て支援課にお問い合わせください。

▷問い合わせ 同課（内線193）

【シルバー人材センター】会員募集！

あなたの豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

高等技能訓練促進費事業をご利用ください

就業に結びつくような看護師等の資格を取得しようとする母子家庭の母、父子家庭の父に対して、訓練促進費等を支給しています。

資格取得のため2年以上養成機関等で修業する場合に、就業期間の2年分について、訓練促進費を支給します。また、養成課程を修了後、一時金を支給します。

▷対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士等

▷対象者（次のすべてを満たす方）

- ・市内に住所を有する方
- ・児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の方
- ・養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方
- ・仕事または育児と、修業の両立が困難な方
- ・訓練促進費の支給を受けたことのない方

▷支給額

高等技能訓練促進費	市民税非課税世帯	100,000円(月額)
	市民税課税世帯	70,500円(月額)
就業支援一時金	市民税非課税世帯	50,000円
	市民税課税世帯	25,000円

▷申請方法 どちらも事前の相談が必要です。詳細は子育て支援課にお問い合わせください。

▷問い合わせ 同課（内線193）

【シルバー人材センター】会員募集！

あなたの豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

高等技能訓練促進費事業をご利用ください

就業に結びつくような看護師等の資格を取得しようとする母子家庭の母、父子家庭の父に対して、訓練促進費等を支給しています。

資格取得のため2年以上養成機関等で修業する場合に、就業期間の2年分について、訓練促進費を支給します。また、養成課程を修了後、一時金を支給します。

▷対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士等

▷対象者（次のすべてを満たす方）

- ・市内に住所を有する方
- ・児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の方
- ・養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方
- ・仕事または育児と、修業の両立が困難な方
- ・訓練促進費の支給を受けたことのない方

▷支給額

高等技能訓練促進費	市民税非課税世帯	100,000円(月額)
	市民税課税世帯	70,500円(月額)
就業支援一時金	市民税非課税世帯	50,000円
	市民税課税世帯	25,000円

▷申請方法 どちらも事前の相談が必要です。詳細は子育て支援課にお問い合わせください。

▷問い合わせ 同課（内線193）

【シルバー人材センター】会員募集！

あなたの豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

高等技能訓練促進費事業をご利用ください

就業に結びつくような看護師等の資格を取得しようとする母子家庭の母、父子家庭の父に対して、訓練促進費等を支給しています。

資格取得のため2年以上養成機関等で修業する場合に、就業期間の2年分について、訓練促進費を支給します。また、養成課程を修了後、一時金を支給します。

▷対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士等

▷対象者（次のすべてを満たす方）

- ・市内に住所を有する方
- ・児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の方
- ・養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方
- ・仕事または育児と、修業の両立が困難な方
- ・訓練促進費の支給を受けたことのない方

▷支給額

高等技能訓練促進費	市民税非課税世帯	100,000円(月額)
	市民税課税世帯	70,500円(月額)
就業支援一時金	市民税非課税世帯	50,000円
	市民税課税世帯	25,000円

▷申請方法 どちらも事前の相談が必要です。詳細は子育て支援課にお問い合わせください。

▷問い合わせ 同課（内線193）

【シルバー人材センター】会員募集！

あなたの豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、

あなたも豊かな経験と知識を生かし、仲間たちと一緒に働き、